

(令和3年度後期以降) **居宅介護支援費の算定に関する
特定事業所集中減算の取扱いについて**

居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算については、「指定居宅介護支援費に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第20号)及び「厚生労働大臣が定める基準」(平成12年厚生省告示第25号)により設けられており、その運用に係る留意事項については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年老企第36号)により示されています。また、特定事業所集中減算における「通所介護・地域密着型通所介護」の取扱いについては、「居宅介護支援における特定事業所集中減算(通所介護・地域密着型通所介護)の取扱いについて」(平成28年5月30日事務連絡)により示されているところです。

令和3年度後期以降、紹介率最高法人の割合が80%を超える事業所(以下、「超過事業所」という。)が示す正当な理由の適否を判定する「正当な理由の範囲基準」については、下記【Ⅰ】のとおりとしましたのでお知らせします。

また、特定事業所集中減算の取扱いについては下記【Ⅱ】のとおりであり、下記【Ⅲ】に提示してある様式により、全ての指定居宅介護支援事業所において管理していただくこととなっておりますのでよろしく申し上げます。

(参考)

【前期】	○判定期間	3月1日から同年8月末日まで
	○減算適用期間	10月1日から翌年3月31日まで
【後期】	○判定期間	9月1日から翌年2月末日まで
	○減算適用期間	4月1日から同年9月30日まで

記

【Ⅰ 正当な理由の範囲基準について】

超過しているサービスに係る理由が次の要件に該当する場合は当該サービスの超過について正当な理由があるものとする。

(1) サービス事業所が少数である場合

- ① 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与がサービスごとでみた場合に5事業所未満である場合。
- ② 特別地域居宅介護支援加算(離島等サービス提供が困難な地域)を受けている事業者である場合。

- ③ その他、地域の実情に特段の理由があり、利用できるサービス事業所が限られると個別に認められる場合。

(2) 事業所の規模が小規模である場合

判定期間の1月あたりの平均の居宅サービス計画の総件数が20件以下である場合。

(3) サービスの利用が少数である場合

対象サービスを位置付けた1月あたりの平均の居宅サービス計画件数がサービス種類ごとにみた場合に10件以下である場合。

(4) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。

(理由書の提出が想定される例)

(例1) 特定事業所加算やサービス提供体制強化加算を算定している事業所である場合

(例2) 主治医と利用者との間で既に事業者が選択されており、その選択がサービスの質が高いことによるものである場合

【II 特定事業所集中減算の取扱い】

- (1) 全ての指定居宅介護支援事業所は、「**チェックシート**」(様式1)により、判定期間ごとに紹介率最高法人の割合を管理し、当該書類は5年間保存するものとする。

ただし、同じ内容が記載されている場合は、同様式にかかわらず、任意の様式を使用することができる。

- (2) 全ての指定居宅介護支援事業所は、「**チェックシート**」(様式1)の作成にあたり、「**計算シート**」(様式2)を使用する等により、その算定方法に間違いがないよう努めるものとする。なお、算定の根拠となった資料については、5年間保存するものとする。

- (3) 超過事業所は、提出期限(前期:9月15日、後期:3月15日)までに「**チェックシート**」(様式1)及び「**計算シート**」(様式2)を今治市高齢介護課に提出し、正当な理由があるとする事業所については、その理由を当該様式に記載するものとする。なお、別紙として理由書を添付することもできる。

※平成31年度前期から、「計算シート」(様式2)の提出も必要です。

※提出期限後に実地指導等で、80%を超えているにも関わらず「**チェックシート**」(様式1)及び「**計算シート**」(様式2)が提出されていないことが判明した場合は、正当な理由の有無に関わらず減算適用期間の初日に遡り、減算分の介護給付費を返還していただきます。

- (4) 超過事業所が提出する「**チェックシート**」(様式1)のうち、正当な理由として記載した内容を証する書類等については、その一部の写しの提出を求める場合があるため、すぐに提示できるよう常に整備しておくものとする。

【Ⅲ 特定事業所集中減算様式集】 ※全事業所作成保管。超過事業所は半期ごとに提出。

「チェックシート (様式1)」

「チェックシート (記入例)」

「計算シート (様式2)」

「計算シート (算出例)」

「(参考様式) 理由書」

注意事項

- 特定事業所集中減算の適用を免れるため、利用者の意向に関係なく、契約居宅介護支援事業所を交互に変更するなど、運営基準に違反することのないようにしてください。
このような不当な事実が確認された場合は、行政処分等の対象となりますので、適切な運営をお願いします。

【担当】

今治市高齢介護課 介護保険担当

TEL 0898-36-1526